

平成18年5月19日

各位

会社名 レオン自動機株式会社

代表者名 代表取締役社長 林 啓二

(コード 6272 東証第1部)

問合せ先 取締役総務担当 渡辺芳夫

内部統制システムの整備に関する基本方針

当社は、平成18年5月19日開催の取締役会において、内部統制システムの整備に関する基本方針について、下記の通り決定しましたのでお知らせいたします。

記

1. 業務運営の基本方針

味を創作する文化は、世界の各地でそれぞれの民族が歴史とともに食文化を育み、国々の伝統として大切に受け継がれた。当社の「最新の食品生産技術」の開発は、このような人類の英知が生み出した食文化を守り、現代に生きる科学技術をもって、より安全に、そして美味しさの追求に取り組む事で、発展継承する使命を持つと考える。

当社は、以下の経営理念に基づき、従来より業務運営を行っているが、更に会社の業務の適正を確保する体制を整備し、当社の社会的使命を果たす。

これらを実現するために、独創的で創造性豊かな当社独自の技術をもって誠意・迅速な行動を行い、安心出来る商品を顧客に提供し、信頼のおける顧客サービスを行って、会社の発展と適正な利益を確保することにより、繁栄する企業を目指して豊かな社会づくりに貢献する。

〔経営理念〕

「存在理由のある企業たらん」創業よりの経営理念に基づき、食品の安全・安心を提供できる技術開発をレオロジ - (流動工学) の応用工学にもとづき行い、高品質・簡便性・低価格の食品加工機械の商品化により全世界の食品業界へ提供するとともに、食文化の継承と発展に寄与する。

〔行動指針〕

- ・ 私達は、顧客第一を常に考え、礼儀正しく、情熱を持って行動する。
- ・ 私達は、法令、社内規則規程を遵守し、公私の別をわきまえて行動する。
- ・ 私達は、健康で豊かな社会作りの為、環境の保全、調和に努め、事故防止を優先する。

- ・ 私達は、人権を尊重し、明るい企業風土を醸成する。
- ・ 私達は、自己の研鑽と後進の育成に努め、仕事に誇りを持って行動する。

2. 取締役の職務の執行に係わる情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係わる情報については、稟議規程、情報処理機器の管理運営規程等により、その保存媒体に応じて安全かつ検索性の高い状態で保存管理します。

今後は文書及び図面、電磁的記録の保存期間及び公示送達の手順書等マニュアル、情報セキュリティシステムを充実して管理体制を構築してまいります。

3. 損失の危険に関する規程その他の体制

リスク管理体制の基礎として、リスク管理規程を定め、個々のリスクについての管理責任者を決定し、同規程でのリスク管理体制を構築します。不測の事態が発生した場合には、代表取締役社長を本部長とする対策本部を設置し、情報連絡チーム及び顧問弁護士等を含む外部アドバイザーを組織し迅速な対応を行い、損害の拡大を防止し、これを最小限に止める体制を整えることとします。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役の職務の執行については、組織規程の職務分掌に基づき、それぞれの責任者及び権限図表での責任、組織規程運用細則による執行手続等を定めており、効率的に職務の執行を行っております。

取締役会開催は毎月、取締役連絡会議を月2回開催し、関連する職務の調整及び共通認識のもとに職務の効率を確保いたします。

決定された業務の執行状況は、担当する取締役が取締役会において適宜報告し、また監査役および内部監査室は、これを定期的に監査いたします。

5. 取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

会社の全役職員及び従業員が法令並びに定款遵守については、あらゆる機会を捉えて教育実施するとともに、職制別教育研修会カリキュラムに取り入れております。

また、常に法令遵守についての問題点の把握を行い、重要な意思決定については、事前にその法令及び定款への適合性を調査検討する体制を確保いたします。

今後、社内通報制度を設け、役員及び従業員の法令違反行為があった場合、人事部長、総務担当取締役、常勤監査役または顧問弁護士等に通報・相談出来るシステムを構築いたします。なお会社は、通報内容の守秘義務を持ち、通報者に対して不利益な扱いを行いません。

6. 当社企業グループにおける業務の適正を確保するための体制

当社は、関係会社管理規程に基づき、主要な子会社及び主要な関連会社に対する適切な管理体制を持って、四半期毎に経営会議を実施し、業務の適正を確保いたします。また、子会社に対しては、定期的に本社役員が出向き、業務の適正を確保いたします。

7. 監査役の職務を補助する従業員について

現在、監査役の職務を補助する従業員はいないが、必要に応じて、監査役の業務補助のため監査役スタッフを置くこととし、その人事については、取締役と監査役が意見交換を行い実施いたします。

8. 前項の従業員の取締役からの独立性に関する事項

監査役スタッフの取締役からの独立性を確保するため、監査役の指揮命令の下で業務を遂行いたします。監査役スタッフの人事、評価、を行うに際しては、監査役と協議を行います。

9. 取締役及び従業員が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

監査役は、取締役会のほか、経営会議、役員連絡会議、その他重要な会議に出席し、報告を受ける体制といたします。

また、業務または業績に重大な影響を与える情報は、担当取締役または責任者より代表取締役社長に報告されると同時に、監査役へ報告することといたします。

10. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

代表取締役社長と監査役は、相互の意思疎通を図るため、定期的に会合を行い、内部監査規程により、内部監査室長は監査役との密接な連携を保ち、監査役の監査の実効性を確保いたします。

以 上